

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	花王株式会社			コード	4452
提出日	2022/2/22	異動(予定)日	2022/3/25		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の同意			
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし					
1	篠辺修	社外取締役	○														△			有	
2	向井千秋	社外取締役	○																	訂正・変更	有
3	林信秀	社外取締役	○																		有
4	桜井恵理子	社外取締役	○																	新任	有
5	天野秀樹	社外監査役	○																	○	有
6	岡伸浩	社外監査役	○																	○	有
7	仲澤孝宏	社外監査役	○																	○	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	篠辺修氏は、全日本空輸株式会社の業務執行に携わっていましたが、2017年4月以降は同社の業務執行には携わっていません。同社は航空会社として公共交通サービスを提供しており、同社グループと当社グループの間には、当社の役員及び従業員が出張時の移動手段として同社グループのサービスを利用する定常的な取引等がありますが、直前事業年度における同社グループの連結売上高及び当社グループの連結売上高それぞれに対する当該取引金額の割合は、いずれも0.1%未満であります。	上場管理等に関するガイドラインⅢ5.3(3)の2に規定する独立性基準のいずれにも該当しないこと及び当該ガイドラインに対応して当社が制定した「花王株式会社 社外役員の独立性に関する基準」により、独立性を有すると判断しました。
2	向井千秋氏は、東京理科大学の業務執行に携わっていましたが、2016年4月以降は同大学の業務執行には携わっていません。当社は、同大学と共同研究を実施しており、また広告掲載に関する取引がありますが直前事業年度における同大学の教育活動収入及び当社の売上高それぞれに対する当該取引金額の割合は0.1%未満であります。	上場管理等に関するガイドラインⅢ5.3(3)の2に規定する独立性基準のいずれにも該当しないこと及び当該ガイドラインに対応して当社が制定した「花王株式会社 社外役員の独立性に関する基準」により、独立性を有すると判断しました。
3	林信秀氏は、株式会社みずほ銀行の業務執行に携わっていましたが、2017年4月以降は同行の業務執行には携わっていません。同社グループと当社グループの間には、海外市場に関するアドバイザー業務委託等の取引関係がありますが、直近事業年度における同社グループの連結経常収益及び当社グループの連結売上高それぞれに対する当該取引金額の割合は、いずれも0.1%未満であります。また、同行と当社との間には定常的な銀行取引があります。	上場管理等に関するガイドラインⅢ5.3(3)の2に規定する独立性基準のいずれにも該当しないこと及び当該ガイドラインに対応して当社が制定した「花王株式会社 社外役員の独立性に関する基準」により、独立性を有すると判断しました。
4	桜井恵理子氏は、タウ・ケミカル日本株式会社の業務執行に携わっております。同社は米国の化学品メーカーの日本法人として各種化学製品の製造・輸入販売及び技術サービスの提供をしており、当社が属するグループと当社グループの間には、原材料購入関係等の取引がありますが、直前事業年度における当社が属するグループの連結売上高に対する当該取引金額の割合は0.1%未満であり、当社グループの連結売上高に対する割合は0.5%未満であります。	上場管理等に関するガイドラインⅢ5.3(3)の2に規定する独立性基準のいずれにも該当しないこと及び当該ガイドラインに対応して当社が制定した「花王株式会社 社外役員の独立性に関する基準」により、独立性を有すると判断しました。
5	該当事項はありません。	上場管理等に関するガイドラインⅢ5.3(3)の2に規定する独立性基準のいずれにも該当しないこと及び当該ガイドラインに対応して当社が制定した「花王株式会社 社外役員の独立性に関する基準」により、独立性を有すると判断しました。
6	岡伸浩氏は、慶應義塾大学大学院法務研究科の教授を務めており、業務執行に携わっております。当社は、同大学との間で同大学による研究指導に関する取引がありますが、直前事業年度における同大学の教育活動収入及び当社の売上高それぞれに対する当該取引金額の割合は、いずれも0.1%未満であります。	上場管理等に関するガイドラインⅢ5.3(3)の2に規定する独立性基準のいずれにも該当しないこと及び当該ガイドラインに対応して当社が制定した「花王株式会社 社外役員の独立性に関する基準」により、独立性を有すると判断しました。
7	該当事項はありません。	上場管理等に関するガイドラインⅢ5.3(3)の2に規定する独立性基準のいずれにも該当しないこと及び当該ガイドラインに対応して当社が制定した「花王株式会社 社外役員の独立性に関する基準」により、独立性を有すると判断しました。

4. 補足説明

「花王株式会社 社外役員の独立性に関する基準」は当社ウェブサイトにて公開しています。 (www.kao.com/content/dam/sites/kao/www-kao-com/jp/ja/corporate/investor-relations/pdf/governance_002.pdf)
--

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
 - 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
 - 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- 以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。